

(別紙)

三重県の障害者雇用状況(法定雇用率2.1%)

(平成20年6月1日現在)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県知事部局	4,597	120	2.61	0	
三重県病院事業庁	470	9	1.91	0	
三重県企業庁	118	4	3.39	0	
計	5,185	133	2.57	0	

三重県警察の障害者雇用状況(法定雇用率2.1%)

(平成20年6月1日現在)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県警察	378	10	2.65	0	

三重県教育委員会の障害者雇用状況(法定雇用率2.0%)

(平成20年6月1日現在)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県教育委員会	9,708	152	1.57	42	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0」となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

三重県内の各市町等の機関の障害者雇用状況（法定雇用率2.1％）

（平成20年6月1日現在）

市	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
桑名市	675	11	1.63	3	
いなべ市	328	5	1.52	1	
四日市市	1,526	36	2.36	0	注4 特例認定あり
鈴鹿市	1,028	20	1.95	1	
亀山市	341	8	2.35	0	
伊賀市	847	9	1.06	8	
名張市	453	9	1.99	0	
津市	2,142	44	2.05	0	注4 特例認定あり
松阪市	1,098	26	2.37	0	
伊勢市	839	15	1.79	2	
鳥羽市	247	7	2.83	0	
志摩市	534	7	1.31	4	
尾鷲市	264	6	2.27	0	
熊野市	216	9	4.17	0	
計	10,538	212	2.01	19	

町	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
木曾岬町	64	0	0.00	1	
東員町	122	5	4.10	0	
菰野町	209	2	0.96	2	
朝日町	80	1	1.25	0	
川越町	67	4	5.97	0	
明和町	121	2	1.65	0	
多気町	130	2	1.54	0	
玉城町	115	2	1.74	0	
度会町	69	0	0.00	1	
南伊勢町	287	6	2.09	0	
大紀町	199	7	3.52	0	
大台町	117	0	0.00	2	
紀北町	200	5	2.50	0	
御浜町	127	3	2.36	0	
紀宝町	97	3	3.09	0	
計	2,004	42	2.10	6	

市町の関係機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
四日市市上下水道局	192	3	1.56	1	
鈴鹿市水道局	78	1	1.28	0	
松阪市水道部	59	2	3.39	0	
伊賀市水道部	57	1	1.75	0	
市立伊勢総合病院	146	3	2.05	0	
市立四日市病院	307	7	2.28	0	
桑名市民病院	98	1	1.02	1	
四日市港管理組合	103	2	1.94	0	
紀南病院組合	183	2	1.09	1	
計	1,223	22	1.80	3	

市町等計	13,765	276	2.01	28	
------	--------	-----	------	----	--

教育委員会	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
桑名市教育委員会	202	5	2.48	0	
いなべ市教育委員会	125	2	1.60	0	
鈴鹿市教育委員会	216	1	0.46	3	
亀山市教育委員会	67	1	1.49	0	
伊賀市教育委員会	144	1	0.69	2	
名張市教育委員会	103	2	1.94	0	
松阪市教育委員会	220	6	2.73	0	
伊勢市教育委員会	147	3	2.04	0	
志摩市教育委員会	130	3	2.31	0	
尾鷲市教育委員会	48	0	0.00	1	
菟野町教育委員会	51	0	0.00	1	
計	1,453	24	1.65	7	
総計	15,218	300	1.97	35	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(①未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0」となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 特例認定とは、市町長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
- ①四日市市は、平成15年5月19日付けで四日市教育委員会と特例認定を受けている。
- ②津市は、平成18年5月30日付けで津市教育委員会及び津市水道局と特例認定を受けている。